

令和七年三月十八日（火曜日）午前十一時四分 開議

議事日程第八号

令和七年三月十八日（火曜日）午前十時開議

- 第一 議第七十八号 令和六年度山形県一般会計補正予算（第七号）
- 第二 議第七十九号 令和六年度山形県港湾整備事業特別会計補正予算（第四号）
- 第三 議第八十号 山形県副知事の選任について
- 第四 議第八十一号 山形県教育長の任命について
- 第五 議第八十二号 山形県監査委員の選任について
- 第六 発議第一号 山形県議会の保有する個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第七 交通インフラ・活力あるまちづくり対策特別委員会の調査終了報告について
- 第八 こども支援・女性若者活躍対策特別委員会の調査終了報告について
- 第九 人材活用・経済活性化対策特別委員会の調査終了報告について
- 第十 発議第二号 災害の被害認定基準の見直しを求める意見書
- 第十一 発議第三号 日米地位協定の見直しを求める意見書
- 第十二 発議第四号 看護、介護及び障害福祉サービス従事者の更なる処遇改善を求める意見書
- 第十三 発議第五号 令和六年七月二十五日から的大雨による農業被害に対する支援の充実強化を求める意見書
- 第十四 発議第六号 地域公共交通の維持・充実のための支援の拡充を求める意見書
- 第十五 発議第七号 女性活躍の推進に向けた施策の充実強化を求める意見書
- 第十六 交通インフラ・活力あるまちづくり対策特別委員会の廃止について
- 第十七 こども支援・女性若者活躍対策特別委員会の廃止について
- 第十八 人材活用・経済活性化対策特別委員会の廃止について

本日の会議に付した事件

議事日程第八号に同じ。

出席議員（四十二名）

- 一番 石川 渉 議員
- 二番 佐藤 寿 議員
- 三番 齋藤 俊一郎 議員
- 四番 橋本 彩子 議員
- 五番 松井 愛 議員
- 六番 石川 正志 議員
- 七番 阿部 恭平 議員
- 八番 鈴木 学 議員
- 九番 伊藤 香織 議員
- 十番 石塚 慶 議員
- 十一番 関 徹 議員
- 十二番 江口 暢子 議員
- 十三番 阿部 ひとみ 議員
- 十四番 梅津 庸成 議員
- 十五番 高橋 弓嗣 議員
- 十六番 佐藤 文一 議員
- 十七番 相田 日出夫 議員
- 十八番 佐藤 正胤 議員
- 十九番 遠藤 寛明 議員
- 二十番 相田 光照 議員
- 二十一番 遠藤 和典 議員
- 二十二番 菊池 文昭 議員
- 二十三番 今野 美奈子 議員

二十四番 高 橋 淳 議員
 二十五番 青 木 彰 榮 議員
 二十六番 梶 原 宗 明 議員
 二十七番 五十嵐 智 洋 議員
 二十八番 能 登 淳 一 議員
 二十九番 柴 田 正 人 議員
 三十 番 洪 間 佳寿美 議員
 三十一番 矢 吹 栄 修 議員
 三十二番 小 松 伸 也 議員
 三十三番 吉 村 和 武 議員
 三十四番 高 橋 啓 介 議員
 三十五番 木 村 忠 三 議員
 三十六番 加 賀 正 和 議員
 三十七番 森 谷 仙一郎 議員
 三十八番 榎 津 博 士 議員
 四十 番 伊 藤 重 成 議員
 四十一番 船 山 現 人 議員
 四十二番 田 澤 伸 一 議員
 四十三番 森 田 廣 議員
 欠 席 議 員（一名）
 三十九番 奥 山 誠 治 議員

説明のため出席した者

知事	吉 村 美栄子 君
副知事	平 山 雅 之 君
企業管理者	松 澤 勝 志 君
病院事業管理者	阿 彦 忠 之 君
総務部長	岡 本 泰 輔 君
みらい企画創造部長	小 中 章 雄 君
防災くらし安心部長	中 川 崇 君
環境エネルギー部長	高 橋 徹 君
しあわせ子育て応援部長	西 澤 恵 子 君
健康福祉部長	柴 田 優 君
産業労働部長	岡 崎 正 彦 君
観光文化スポーツ部長	大 泉 定 幸 君
農林水産部長	星 里香子 君
県土整備部技術統括監（兼）次長	工 藤 哲 君
会計管理者	山 田 敦 子 君
財政課長	大 村 敏 弘 君
教育長	高 橋 広 樹 君
公安委員会委員長	北 村 正 敏 君
警察本部長	水 庭 誠一郎 君
代表監査委員	松 田 義 彦 君
人事委員会委員長	安孫子 俊 彦 君
人事委員会事務局長	荒 木 泰 子 君
労働委員会事務局長	鈴 木 和 枝 君

午前 十一時 四分 開 議

○議長（森田 廣議員） これより本日の会議を開きます。

日程第一議第七十八号議案及び日程第二議第七十九号議案
(関係常任委員長報告)

○議長（森田 廣議員） 直ちに日程に入ります。

日程第一議第七十八号令和六年度山形県一般会計補正予算第七号及び日程第二議第七十九号令和六年度山形県港湾整備事業特別会計補正予算第四号の二案件を一括議題に供します。

これら案件に対する審査の経過と結果について、関係常任委員長より報告を求めます。

報告の順は私から指名いたします。

文教公安常任委員長阿部ひとみ議員。

○文教公安常任委員長（阿部ひとみ議員） 文教公安常任委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会に付託になりました案件は、議第七十八号中本委員会所管分の一議案であります。

本案件の審査に当たりましては、執行部から説明を聴取し、審査の徹底を期したのであります。

審査の過程におきましては、「県警ヘリ『がっさん』の点検整備に時間を要する要因となっている海外製造業者との調整状況について。また、当該ヘリの今後の点検整備のスケジュール及び整備中に出勤が必要な事案があった場合の対応について」「警察職員宿舍の屋根改修工事に係る入札不調の要因について。また、早期の工事実施が必要と考えるが今後の入札執行の予定について」「学校施設及び警察施設の屋根の老朽化の状況について。また、施設利用者への影響について」などの質疑がなされたのであります。

以上の経過をもって採決の結果、本委員会に付託になりました一議案については、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもって文教公安常任委員会における審査の経過と結果についての報告を終わります。

○議長（森田 廣議員） 厚生環境常任委員長遠藤和典議員。

○厚生環境常任委員長（遠藤和典議員） 厚生環境常任委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会に付託になりました案件は、議第七十八号中本委員会所管分の一議案であります。

本案件の審査に当たりましては、執行部から説明を聴取し、審査の徹底を期したのであります。

審査の過程におきましては、「年度内の事業完了が困難となった市町が施工する自然公園内の公衆トイレ及び避難小屋の施設整備の内容について。また、工事完了時期の延期に伴う登山者への影響について」「各種施設の整備に当たっては、社会情勢や労働環境等の変化により機器の調達業務等に時間を要している状況を踏まえスケジュール管理の在り方を見直していく必要があると考えるがどうか」などの質疑及び意見の開陳がなされたのであります。

以上の経過をもって採決の結果、本委員会に付託になりました一議案については、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもって厚生環境常任委員会における審査の経過と結果についての報告を終わります。

○議長（森田 廣議員） 農林水産常任委員長梅津庸成議員。

○農林水産常任委員長（梅津庸成議員） 農林水産常任委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会に付託になりました案件は、議第七十八号中本委員会所管分の一議案であります。

本案件の審査に当たりましては、執行部から説明を聴取し、審査の徹底を期したのであります。

審査の過程におきましては、「経営体育成・発展支援事業の繰越しの理由及び導入を予定していた機械の内容について」「令和六年七月二十五日からの大雨による災害復旧事業の繰越し件数が非常に多い状況を踏まえた令和七年度の事業実施に係る課題について。また、復旧事業に当たる事業者の確保が困難となることが想定される中での事業者確保に向けた対策について」などの質疑がなされたのであります。

以上の経過をもって採決の結果、本委員会に付託になりました一議案については、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもって農林水産常任委員会における審査の経過と結果についての報告を終わります。

○議長（森田 廣議員） 商工労働観光常任委員長相田光照議員。

○商工労働観光常任委員長（相田光照議員） 商工労働観光常任委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会に付託になりました案件は、議第七十八号中本委員会所管分の一議案であります。

本案件の審査に当たりましては、執行部から説明を聴取し、審査の徹底を期したのであります。

審査の過程におきましては、「尾花沢鉱山第三堆積場安定化対策工事の実施に至る経緯、工事内容の詳細及び今後の工事の見通しについて」「天養寺観音堂の災害復旧工事が長期化に至った経緯及び地域住民における保存・活用に向けた取組状況について」などの質疑がなされたのであります。

以上の経過をもって採決の結果、本委員会に付託になりました一議案については、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもって商工労働観光常任委員会における審査の経過と結果についての報告を終わります。

○議長（森田 廣議員） 建設常任委員長遠藤寛明議員。

○建設常任委員長（遠藤寛明議員） 建設常任委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会に付託になりました案件は、議第七十八号中本委員会所管分及び議第七十九号の二議案であります。

これら案件の審査に当たりましては、執行部から説明を聴取し、審査の徹底を期したのであります。

審査の過程におきましては、「災害復旧や物価・資材高騰等が今回の公共事業の繰越しに与えた影響について。また、今年度末に向けた工事の発注見込みについて」「令和六年七月二十五日から大雨による災害復旧事業に係る労務者手配の来年度の見通しについて」「みちづくり調査事業における繰越し要因の詳細について」などの質疑がなされたのであります。

以上の経過をもって採決の結果、本委員会に付託になりました二議案については、全員異議なくいずれも原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもって建設常任委員会における審査の経過と結果についての報告を終わります。

○議長（森田 廣議員） 以上をもって関係常任委員長の報告は終わりました。

この場合、お諮りいたします。ただいま議題となっております議第七十八号及び議第七十九号の二議案については、討論を省略、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田 廣議員） 御異議なしと認めます。よって、討論を省略、直ちに採決することに決定いたしました。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。議第七十八号及び議第七十九号の二議案については、いずれも原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田 廣議員） 御異議なしと認めます。よって、議第七十八号及び議第七十九号の二議案はいずれも原案のとおり可決されました。

日程第三議第八十号議案から日程第五議第八十二号議案までの採決

○議長（森田 廣議員） 次に、日程第三議第八十号山形県副知事の選任についてから、日程第五議第八十二号山形県監査委員の選任についてまでの三案件を一括議題に供します。

この場合、お諮りいたします。議第八十号から議第八十二号までの三案件については、事件の性質上所定の手続を省略、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田 廣議員） 御異議なしと認めます。よって、所定の手続を省略、直ちに採決することに決定いたしました。

これより採決に入ります。

まず、議第八十号山形県副知事の選任についてを採決いたします。

お諮りいたします。議第八十号については、これに同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田 廣議員） 御異議なしと認めます。よって、議第八十号はこれに同意することに決定いたしました。

次に、議第八十一号山形県教育長の任命についてを採決いたします。

お諮りいたします。議第八十一号については、これに同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田 廣議員） 御異議なしと認めます。よって、議第八十一号はこれに同意することに決定いたしました。

次に、議第八十二号山形県監査委員の選任についてを採決いたします。

お諮りいたします。議第八十二号については、これに同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田 廣議員） 御異議なしと認めます。よって、議第八十二号はこれに同意することに決定いたしました。

日程第六発議第一号山形県議会の保有する個人情報
の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定に
ついて

○議長（森田 廣議員） 次に、日程第六発議第一号山形県議会の保有する個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題に供します。

〔参 照〕

発議第 1 号

山形県議会の保有する個人情報の保護に関する条例の一部を
改正する条例の制定について（案）

山形県議会の保有する個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

山形県議会の保有する個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

山形県議会の保有する個人情報の保護に関する条例（令和 4 年 12 月県条例第 33 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 10 項中「第 2 条第 8 項」を「第 2 条第 9 項」に改める。

第 12 条第 5 項中「及び第 30 条」を削り、同項の表第 39 条第 1 項第 1 号の項中「第 2 条第 9 項」を「第 2 条第 10 項」に改める。

第 17 条第 1 項中「以下この条」を「第 3 項」に改め、同条第 2 項第 1 号イ中「又は報酬、」を「若しくは報酬若しくは」に、「その他」を「又は」に改める。

第 19 条第 1 項中「議会の保有する」を削り、同条第 2 項中「この章において」及び「この章及び第 59 条において」を削る。

第 32 条第 2 項中「この章及び第 59 条において」を削る。

第 33 条第 3 項中「この章において」を削る。

第 39 条第 1 項中「この章において」を削り、同条第 2 項中「この章及び第 59 条において」を削る。

第 40 条第 3 項中「この章において」を削る。

第 59 条中「特定」を「特定に資する情報の提供」に改める。

第 64 条から第 67 条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（1）第 2 条第 10 項及び第 12 条第 5 項の表第 39 条第 1 項第 1 号の項の改正規定 令和 7 年 4 月 1 日

（2）第 64 条から第 67 条までの改正規定及び次項の規定 令和 7 年 6 月 1 日

2 前項第 2 号に掲げる規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

以上の議案を、地方自治法第 109 条第 6 項及び山形県議会会議規則第 13 条第 2 項の規定により提出します。

令和 7 年 3 月 18 日

山形県議会議長 森 田 廣 殿

提出者 山形県議会議会運営委員長 榎 津 博 士

提 案 理 由

刑法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正等に伴い、必要な改正を行うため提案するものである。

○議長（森田 廣議員） この場合、お諮りいたします。発議第一号については、議会運営委員会において十分検討の上提出された案件でありますので、所定の手続を省略、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田 廣議員） 御異議なしと認めます。よって、所定の手続を省略、直ちに採決することに決定いたしました。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。発議第一号については、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田 廣議員） 御異議なしと認めます。よって、発議第一号は原案のとおり可決されました。

日程第七交通インフラ・活力あるまちづくり対策特別委員会の調査終了報告についてから日程第九人材活用・経済活性化対策特別委員会の調査終了報告についてまで
(各特別委員長報告)

○議長（森田 廣議員） 次に、日程第七交通インフラ・活力あるまちづくり対策特別委員会の調査終了報告についてから、日程第九人材活用・経済活性化対策特別委員会の調査終了報告についてまでの三案件を一括議題に供します。

各特別委員長の報告を求めます。

報告の順は私から指名いたします。

交通インフラ・活力あるまちづくり対策特別委員長洪間佳寿美議員。

○交通インフラ・活力あるまちづくり対策特別委員長（洪間佳寿美議員） 交通インフラ・活力あるまちづくり対策特別委員会の調査の全部を終了いたしましたので、委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会では、交通インフラ・ネットワークの整備及び活力あるまちづくりの推進に関することの調査事件について、深掘りするテーマを設定し、活発な委員間討議を中心とした審査・調査を行ったのであります。

以下、本委員会での委員間討議のほか、審議の充実のために実施した意見聴取及び現地調査について申し上げます。

意見聴取では、東北芸術工科大学教授を講師とし「＼クルマ社会、山形県における持続可能な公共交通を探る」をテーマに、本県が抱える車依存の現状を踏まえ、車に代わる、または補完する持続可能な公共交通の可能性などについて見識を深めました。

現地調査では、栃木県宇都宮市と福島県福島市を訪問しました。宇都宮市議会では地域公共交通網維持に係る取組状況及びＬＲＴがもたらしたまちづくりに対する効果を、宇都宮ライトレール株式会社ではＬＲＴの利用状況及びＬＲＴを持続可能な交通機関とするための課題などを、福島県議会では豪雨等により被災したＪＲ只見線の全面運行再開に至るまでの経緯及び運行再開後の利用者の状況等について調査してきたところです。

こうした経過を踏まえ、本委員会では「交通インフラ・ネットワーク整備による地域活性化の推進」について政策提言を取りまとめたのであります。

以下、提言の内容について申し上げます。

一点目「多様で持続可能な地域公共交通の構築に向けた取組みの推進」では、「県民や観光客の多様な交通行動を反映した地域公共交通施策を展開するため、次期山形県地域公共交通計画の策定に当たっては、各種人流データなどの交通実態に係る調査結果を基に、山形県が目指すべき地域公共交通網の全体像を明確にしたものとする。また、地域の実情に即し、若者を始め様々な住民の意見を反映させた市町村の地域公共交通計画策定の取組みを更に支援すること」など二項目を提言しています。

二点目「交通インフラ等の整備促進、防災・安全対策の充実」では、「災害時の避難や物資輸送等への備えとして、リダンダンシー機能を果たす高規格道路と直轄国道等とのダブルネットワークの構築や高規格道路の四車線化など、災害に強いインフラ・ネットワーク整備を加速させること」など四項目を提言しています。

三点目「地域公共交通の整備と一体的に進める地域活性化の取組みへの支援」では、「まちの賑わい創出のため、駅周辺のコワーキングスペースや観光施設を活用した沿線活性化事業の支援はもとより、駅を活用した住民の交流の場の設置を促すなど、市町村と鉄道事業者の連携による駅を核とするまちづくりの取組みを更に支援すること」など二項目を提言しています。

提言は以上ですが、提言に向けた審査・調査の過程において国に対する提案が必要とされたものについては、「地域公共交通の維持・充実のための支援の拡充を求める意見書」として本委員会から発議したところであります。

以上、本委員会における審査の概要を申し上げましたが、執行部におかれましては、交通インフラ・ネットワーク整備による地域活性化の推進に向けて積極的な施策展開が図られることを希望いたしまして、本委員会における審査の経過と結果についての報告を終わります。

○議長（森田 廣議員） こども支援・女性若者活躍対策特別委員長青木彰榮議員。

○こども支援・女性若者活躍対策特別委員長（青木彰榮議員） こども支援・女性若者活躍対策特別委員会の調査の全部を終了いたしましたので、委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会では、こども支援及び女性若者の活躍・県内定着等に関することの調査事件について、深掘りするテーマを設定し、活発な委員間討議を中心とした審査・調査を行ったのであります。

以下、本委員会での委員間討議のほか、審議の充実のために実施した意見交換及び現地調査について申し上げます。

意見交換では、県内で女性活躍に取り組んでいる三つの企業・団体の各担当者からそれぞれの現状や今後の展望等を聴取した後、女性の結婚観や生活観の変化への対応や、仕事や家庭における固定的な性別役割分担意識の解消等について意見を交わしました。

現地調査では、福島県福島市と宮城県仙台市を訪問しました。社会福祉法人福島福祉施設協会では女性の活躍を推進し国の「えるぼし認定」を受けた同法人の取組を、福島県議会では県内企業の魅力を広く発信し若者の県内定着を促進する取組を、ふくしま結婚・子育て応援センターでは福島県の少子化と結婚をめぐる現状と結婚支援事業を、みやぎ女性のキャリア・リスタート支援センターでは子育てや介護等で離職した女性の再就職支援について調査してきたところです。

このような経過を踏まえ、本委員会では「女性の活躍・県内定着の推進」についての政策提言を取りまとめたのであります。

以下、提言の内容について申し上げます。

一点目「女性・若者の県内定着と回帰の促進」では、「若年女性の県外流出に歯止めがかからないことから、その県内定着・回帰に向けた施策の推進に当たっては、女性や若者のニーズを把握する調査を定期的実施するなど、都市部への転出についての現状分析を行うとともに、行政・企業・教育機関等の連携をより一層強化して取り組むこと」など二項目を提言しています。

二点目「女性のライフデザインの形成促進」では、「自らの将来についてより主体的に考えてもらい、様々な選択肢に触れる機会となるよう、多様なロールモデルを紹介し、その方々と交流する場を設けるなど、ライフデザイン形成の促進に向けた取組を更に充実させること」など三項目を提言しています。

三点目「固定的な性別役割分担意識等の解消」では、「様々な場面で女性の意見がより反映されて活躍の場が広がるよう、幅広い年代を対象として、固定的な性別役割分担意識やアンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）を解消するための啓発を一層強化すること」など二項目を提言しています。

四点目「女性が能力を発揮して活躍できる職場環境づくり」では、「経営者等の意識改革を促すため、女性の管理職増加や職域拡大により企業の事業発展や社会的評価の向上につながった事例を積極的に周知すること。また、女性活躍に取り組む企業を支援するための助成制度や職場環境づくりの相談体制の拡充を図ること」など三項目を提言しています。

提言は以上ですが、提言に向けた審査・調査の過程において国に対する提案が必要とされたものについては、「女性活躍の推進に向けた施策の充実強化を求める意見書」として本委員会から発議したところであります。

以上、本委員会における審査の概要を申し上げましたが、執行部におかれましては、本県における女性の活躍及び県内定着の一層の促進に向けて積極的な施策展開が図られることを希望いたしまして、本委員会における審査の経過と結果についての報告を終わります。

以上であります。

○議長（森田 廣議員） 人材活用・経済活性化対策特別委員長今野美奈子議員。

○人材活用・経済活性化対策特別委員長（今野美奈子議員） 人材活用・経済活性化対策特別委員会の調査の全部を終了いたしましたので、委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会では、産業を担う人材の確保・活用及び地域経済の活性化に関することの調査事件について、深掘りするテーマを設定し、活発な委員間討議を中心とした審査・調査を行ったのであります。

以下、本委員会での委員間討議のほか、審議の充実のために実施した意見交換及び現地調査について申し上げます。

意見交換では、外国人の相談対応を行っている団体や監理団体、外国人労働者を雇用している企業など四つの企業・団体の代表者の方々と、外国人の相談対応や外国人材の活用・定着に向けた取組、技能実習制度から育成就労制度への移行に伴う留意点などについて意見を交わしました。

現地調査では、宮城県の仙台市と気仙沼市、美里町にある四つの企業等を訪問しました。株式会社舞台ファーム、アンデックス株式会社及び株式会社菅原工業では外国人材の活用状況や定着に向けた取組について、公益財団法人宮城県国際化協会では多文化共生に向けた日本語講座などコミュニケーション支援や外国人の生活支援等の取組状況について調査してきたところです。

このような経過を踏まえ、本委員会では「外国人材を中心とした多様な人材の活用」について政策提言を取りまとめたのであります。

以下、提言の内容について申し上げます。

一点目「外国人材の受入拡大」では、「外国人材活用に向けた施策を円滑に推進するため、自治体・監理団体・受入企業・行政書士会や社会保険労務士会等の外国人雇用に関して多くの知見を有する団体などをメンバーとするプラットフォームを構築し、関係団体の情報共有・連携強化を図ること」など四項目を提言しています。

二点目「外国人材の定着促進」では、「県内で暮らす外国人やその家族が社会生活をより円滑に送れるよう、日本語教育環境を更に充実させるとともに、日本の文化・習慣、社会保障等の社会制度への理解を深める機会の拡充などの取組みを強化すること」など二項目を提言しています。

三点目「多様な人材の活用」では、「働き手不足の解消に向けては、女性や若者はもとより、外国人、障がい者、高齢者など多様な人材の活躍が必要であることから、就労や雇用環境等に対するニーズを適時適切に把握し、関係機関等と連携して経営者と労働者のマッチング機会を創出するなど、多様な人材の活用に向けた取組みを推進すること」など二項目を提言しています。

以上、本委員会における審査の概要を申し上げましたが、執行部におかれましては、あらゆる産業分野で人手不足が顕在化する中、外国人材を中心とした多様な人材の活用に向けて積極的な施策展開が図られることを希望いたします。本委員会における審査の経過と結果についての報告を終わります。

○議長（森田 廣議員） 以上をもって各特別委員長の報告は終わりました。

日程第十発議第二号から日程第十五発議第七号まで
の意見書案六件

○議長（森田 廣議員） 次に、日程第十発議第二号災害の被害認定基準の見直しを求める意見書から、日程第十五発議第七号女性活躍の推進に向けた施策の充実強化を求める意見書までの意見書案六件を一括議題に供します。

〔参 照〕
発議第2号

意 見 書 （案）
災害の被害認定基準の見直しを求める意見書

本県では、県の北部を中心に連続して発生した線状降水帯により、令和6年7月25日から26日にかけて記録的な大雨に見舞われ、土砂崩れや道路の崩落、河川の氾濫が各地で発生し、住家の全壊・半壊や床上・床下浸水は合わせて1,642棟に上るなど、自然災害として過去最大の甚大な被害となった。

本県においては、激甚災害の指定等を受け、関係市町村等と連携し、災害からの復旧及び復興並びに被災者の生活再建支援に全力で取り組んでおり、市町村では、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」に基づき、浸水による住家の被害認定を行ったところである。

この被害認定によれば、特別豪雪地帯に指定されている市町村で普及している1階部分が鉄筋コンクリート造の3階建て住家（高床式住宅）において、1階部分に設置した、

冬期の日常生活を送る上で必要不可欠な暖房や給湯のためのボイラー、家財の全損等により、多額の経済的被害が発生しているにも関わらず、1階部分への浸水は床下浸水であるとして、準半壊に至らない「一部損壊」とせざるを得ない事例が発生している。このことは、被災者生活再建支援法に基づく支援や災害救助法に基づく住宅の応急修理等において、支援の対象外とみなされるなどの不利益につながっており、被災者の生活再建に多大な影響を及ぼしている。

よって、国においては、被災者の生活の安定及び住居の再建を迅速に進めるために、それぞれの地域特有の事情も考慮した被害の認定が可能となるよう、被害認定基準の見直しを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣 あて

財務大臣

内閣府特命担当大臣（防災）

内閣官房長官

山形県議会議長 森 田 廣

以上、発議する。

令和 7 年 3 月 18 日

提出者 山形県議会総務常任委員長 五十嵐 智 洋

発議第 3 号

意 見 書 (案)

日米地位協定の見直しを求める意見書

我が国には、日米安全保障条約に基づく日米地位協定により、長年にわたり米軍が駐留を続けている。米軍基地の周辺では、航空機の騒音・振動、演習に伴う自然環境の破壊、米軍人等による事件・事故など、基地に起因する諸問題の発生により、住民の生活に多大な影響が生じてきた。また、我が国の首都上空の一部が米軍の管制下にあることで、民間航空機の運航にも影響が生じているが、日米地位協定により、在日米軍等には原則として日本の国内法が適用されないなど、我が国の主権行使は制約されている。

一方、我が国同様に米軍が駐留するドイツ、イタリア等においては、それぞれの国内法が原則として米軍に適用されているところである。

よって、国においては、米軍の基地に起因する諸問題から国民の生命・財産と基本的人権を守るため、米軍への国内法の原則適用等を内容とする日米地位協定の見直しを早急に行うよう強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣 あて

外務大臣

防衛大臣

山形県議会議長 森 田 廣

以上、発議する。

令和 7 年 3 月 18 日

提出者 山形県議会総務常任委員長 五十嵐 智 洋

発議第 4 号

意 見 書 (案)

看護、介護及び障害福祉サービス従事者の更なる
処遇改善を求める意見書

国は、看護、介護及び障害福祉サービスなど、人々の命を守り社会基盤を支える労働者が、その役割の重要性に比し、他産業よりも賃金水準が低い状況にあるとして、令和 6 年度の診療報酬、介護報酬及び障害福祉サービス等報酬の改定において、賃上げに特化した「ベースアップ評価料」や「介護職員等処遇改善加算」を盛り込んだ。また、令和 6 年度補正予算により、賃金の改善や職場環境の改善に必要な費用を補助する緊急支援措置が講じられた。本県においても、処遇改善加算がより多くの事業所で活用されるよう支援を実施するとともに、国の緊急支援に対応するために必要な予算を措置したところである。

しかしながら、民間企業全体で高水準の賃上げが進む中、看護、介護及び障害福祉分野における人材の確保及び定着を図り、サービスの質及び安定した提供体制を維持していくためには、他産業の水準を上回る賃上げや更なる職場環境の改善など、より一層の処遇改善に取り組む必要がある。

よって、国においては、令和 6 年度の報酬改定による効果や影響についての検証を踏まえ、地方の現場の声を十分に反映し、報酬の抜本的な引上げを始めとする実効力のある施策を早急に講ずるなど、看護、介護及び障害福祉サービス従事者が希望をもってその職責を担えるよう、更なる処遇改善策を講ずるよう強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣 あて

財務大臣

厚生労働大臣
内閣官房長官

山形県議会議長 森 田 廣

以上、発議する。

令和7年3月18日

提出者 山形県議会厚生環境常任委員長 遠 藤 和 典

発議第5号

意見書（案）

令和6年7月25日からの大雨による農業被害に対する 支援の充実強化を求める意見書

本県では、令和6年7月25日から26日にかけて記録的な大雨に見舞われ、県北部を中心に連続して発生した線状降水帯は、本県の風水害として過去最大の甚大な被害をもたらした。

特に、本県の基盤産業である農業においては、農作物の浸水・冠水、農業施設・農業用機械の浸水、農地の流出、農地・園地への流木や土砂の流入などが発生し、本県農林水産業の被害は県内33市町村に及び、被害額は332億円に上っている。

本県においては、関係市町村等と連携し、応急対策、災害復旧に全力で取り組んでいるところであるが、この度の大雨では多数の農地・農業施設が被災したため、次期作付けまでに復旧が間に合わず、作付け面積が縮小し、翌年の大幅な収入減少が見込まれている。さらには、既存の収入保険制度において、昨今の米価の上昇により基準収入を下回らず、被災により失われた収入について、補償に至らないケースが多発している状況である。

近年の異常気象による度重なる被害に加え、ウクライナ情勢や円安の影響等による肥料や飼料等の農業生産資材の高騰により、本県の生産現場や事業者の間では事業継続の断念や意欲減退の声が広がっているが、これは、農業を取り巻く全国的な課題であり、本県の基盤産業である農業の衰退も懸念されるところである。

よって、国においては、被害を受けた農業者が希望を持って営農を継続し、一日も早い経営再建を実現するため、下記の措置を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 被害を受けた農業者の再生産や経営再建に向けた意欲を減退させることのないよう、農地の災害復旧が間に合わないことによる次期作付けの減少に対し、新たな支援策を講じること。
- 2 被害を受けた農業者に対して、災害による逸失利益への補填がなされるなどの新しい保険や制度を創設すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣 あて
農林水産大臣
内閣府特命担当大臣（防災）
内閣官房長官

山形県議会議長 森 田 廣

以上、発議する。

令和7年3月18日

提出者 山形県議会農林水産常任委員長 梅 津 庸 成

発議第6号

意見書（案）

地域公共交通の維持・充実のための支援の拡充を 求める意見書

バスやタクシー、鉄道などの地域公共交通は、地域住民の日常生活における移動や、地域の観光を支える重要な社会インフラであることから、国においては地域公共交通を維持するための支援制度を設けている。

しかし、人口減少や少子高齢化の進行に加え、地域公共交通を担う運転手不足や燃料費高騰等に伴い、民間事業者

による運送サービスの利便性が低下し、また提供の継続が困難となる地域の増加が懸念される。本県では、地域公共交通の空白地域を含め、移動手段を必要とする住民のための地域公共交通を多くの市町村が担っている。ＤＸ化対応等の利便性向上にも取り組んでいるが、国の財政支援を受けてもなお多額の財政負担が生じ、財政基盤が脆弱な本県市町村にとってその運営は、大変厳しいものとなっており、地域公共交通の維持が危ぶまれる状況にある。

また、本県と新潟県を結ぶＪＲ米坂線は令和４年８月の豪雨災害により、本県と宮城県を結ぶＪＲ陸羽東線は令和６年７月の豪雨災害により、それぞれ運行不能状態が続き、経済活動や沿線地域の住民生活に重大な支障をきたしている。特に、ＪＲ米坂線については、復旧に多額の費用を要すると見込まれ、未だ再開が見通せない状況となっている。

地域公共交通は、特に高齢者や学生のような、自家用自動車を運転できない住民が自立した日常生活を送るために不可欠であり、また観光による交流人口の拡大など地域活性化に向けても重要なインフラであるため、将来にわたって維持されることが強く求められている。

よって、国においては、地域公共交通の維持・充実のため、下記の措置を講じられるよう強く要望する。

記

１ 生活交通バス路線の運行費及び老朽化した車両の更新費に対する補助等に係る予算を拡充するとともに、地域の実情を踏まえた乗用タクシーの活用など、地域公共交通の確保・維持、利便性・生産性の向上等の取組みに対する支援を充実すること。

２ 災害により運行不能となった鉄道について、復旧費用の補助率の嵩上げや、復旧後の運営面への支援制度の創設、復旧費用を地方が負担する場合の地方債の適用など、財政基盤が脆弱な地方の切捨てにつながらないよう、財政支援を拡充すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣 あて

財務大臣

国土交通大臣

内閣官房長官

山形県議会議長 森 田 廣

以上、発議する。

令和 7 年 3 月 18 日

提出者 山形県議会交通インフラ・活力あるまちづくり対策特別委員長
洪 間 佳寿美

発議第 7 号

意 見 書 (案)

女性活躍の推進に向けた施策の充実強化を求める意見書

少子高齢化を伴う人口減少が進行する中で、産業や地域活動など、様々な分野で社会の活力を維持していくため、最大の潜在力である女性がその力を発揮していくことが重要となっている。

こうした中、国は、第 5 次男女共同参画基本計画において、あらゆる分野における女性の参画拡大を掲げ、女性の活躍に向けた取組みを推進しているところである。

本県においても、女性の就労者の定着と活躍する場の拡大に向けた取組みはもとより、地域における女性の活躍を促進するための取組みなど、幅広い分野にわたって、国の地域女性活躍推進交付金も活用しながら取組みを進めているところである。

しかしながら、女性の就労者は、非正規雇用の割合が高く、賃金における男女間の格差が大きいほか、管理職に占める女性の割合も 2 割未満にとどまるなど、多くの女性が自らの個性と能力を十分に発揮し、活躍しているとはいえないことから、「えるぼし認定」等の企業認定制度の普及拡大等により、女性が活躍できる就業環境の整備を促進していく必要がある。

また、女性の活躍に向けた地方の主体的な取組みを加速するためには、その財源となる地域女性活躍推進交付金予算の充実とともに、採択要件の緩和や対象経費の拡大など、地域の実情に即した制度への運用改善を図ることも重要

である。

よって、国においては、女性活躍の推進に向けた施策の充実強化を図るため、下記の措置を講じられるよう強く要望する。

記

1 「えるぼし認定」及び「くるみん認定」に係る認知度向上、インセンティブ拡充、認定取得支援等により認定企業の更なる拡大を図るなど、女性が活躍できる就業環境の整備を一層促進するための施策を充実させること。

2 地域女性活躍推進交付金について、十分な予算額を確保すること。また、新規事業のみならず、複数年の継続事業やハード整備も対象とするなど、柔軟で利用しやすい制度運用を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

財務大臣 あて

厚生労働大臣

経済産業大臣

内閣府特命担当大臣

(男女共同参画)

女性活躍担当大臣

山形県議会議長 森 田 廣

以上、発議する。

令和7年3月18日

提出者 山形県議会こども支援・女性若者活躍対策特別委員長

青 木 彰 榮

○議長(森田 廣議員) この場合、お諮りいたします。これら意見書案は、関係常任委員会及び関係特別委員会において十分検討の上提出された案件でありますので、所定の手続を省略、直ちに採決いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(森田 廣議員) 御異議なしと認めます。よって、所定の手続を省略、直ちに採決することに決定いたしました。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。発議第二号から発議第七号までの意見書案六件については、いずれも原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(森田 廣議員) 御異議なしと認めます。よって、発議第二号から発議第七号までの意見書案六件はいずれも原案のとおり可決されました。

なお、可決されました意見書の字句の整理は私に御一任願います。

日程第十六交通インフラ・活力あるまちづくり対策
特別委員会の廃止についてから日程第十八人材活用・
経済活性化対策特別委員会の廃止についてまで

○議長(森田 廣議員) 次に、日程第十六交通インフラ・活力あるまちづくり対策特別委員会の廃止についてから、日程第十八人材活用・経済活性化対策特別委員会の廃止についてまでの三案件を一括議題に供します。

お諮りいたします。これら案件は、いずれも委員長報告のとおり調査終了を承認し、各特別委員会を廃止することと決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(森田 廣議員) 御異議なしと認めます。よって、交通インフラ・活力あるまちづくり対策特別委員会、こ

ども支援・女性若者活躍対策特別委員会及び人材活用・経済活性化対策特別委員会の各特別委員会については調査終了を承認し廃止することに決定いたしました。

○議長（森田 廣議員） 以上をもって本日の日程は終わりました。

明日定刻本会議を開き、委員会の所属変更を行います。

本日はこれをもって散会いたします。

午前 十一時 三十九分 散 会